

伊万里陶商の基礎的研究（三）

一 武富家文書・記録(三)

前山 博

関係)

四いわゆる諸国旅商への貸金

五武富家の「借用」

の五項に分けることができ、そして(一)・(三)(貸家を除く)・(四)は未分類のまま、年月日を追つて記帳されている。以下、これを右の分類に隨い、順次取り上げてゆくこととする。

前の(一)・(二)においてはもっぱら書状等の文書を通して武富家という陶商の、主として諸国旅商・皿山釜焼との間の交渉（焼物取引・金銀貸借など）の様相を觀察した。今回は、これまで幾度か後出（述）としてあげた同家の僅か二冊残された大福帳のうち、天保十一年以降の金銀等の出入りを書き留めたほうを対象として同家の經營を分析、その商人像を描き出すことを試みたいと考える。これは、表紙には「天保十一年正月十一日大福帳」、裏面には「車折大明神、武富七太郎」と記される（なぜ車折大明神なのかわからない）。實際には一部天保十亥年十月から記載されはじめ（貸付の返済が翌年に及んだ分である）、ほぼ弘化三年年の末までで終っている。

農民への貸付

天保十年の末から同十三年までの間に武富家が行つた農民への貸付はおよそ金二百三十両および米五十四俵余である。

貸付を受けた農民は二十名。その大半は伊万里町から西方の有田郷大里村川東（現伊万里市二里町大字大里の川東）の農民である。

これらの農民のなかにはかなりの田畠を所持しているものがいた。

(一)農民に対する米金の貸付
(二)右とも関連ある土地（所有地）関係の米錢「上納」
(三)おもに伊万里・有田の町人・釜焼に対する貸金（付、「貸家」）

1 清吉は金二十両・二十八両取替の抵当として田畠の永代売渡証文

表1 農民への貸付

	居 村	百 姓 名	貸付米金(合計)	備 考
1	川 東	清 吉	金98両	利11両2歩(内20両ハ永代田地引当 同じく28両ハ田畠永代手数
2		与 右 衛 門	金39両	利4両8合、内30両ハ田地手形入
3		和三郎・常吉	米10俵	(1俵利8升)利米8斗
4		半 右 衛 門	米3俵2斗4升	料米不足分
5		兵 助 衛 門	金40両	利2両2合5勺
6		三 郎 兵 衛	金20両	金11両2歩ニテまけ
7		常吉・沢吉	米15俵	利米4俵
8		伊 助 吉	金3両2歩・米3俵	
9		駒 十 衛 門	米2俵	
10		長 兵 太	金1両・米2俵	
11		長 幸 善	米1俵	
12		平 三	米1俵	
13		組 貸 門	米3俵	
14		五 左 衛 門	米1俵	
15		勘 次 郎	米10俵	
16		貞 次 郎	金4両・米2俵	
17	大 里	勇 八	金2両	犬塚地面ニテ永代手形之代金 (講金)
18	川 東		金4両	
19	新田村		金2歩3朱	
20	山形村		金1両	

を差し入れたし、2与右衛門は三十両を借りるためにやはり田地手形を差し入れている（ただし永代売渡しとは言つても、元利を返却すれば請返^{うがえ}ことができる）。金二十両を借りた6三郎兵衛は西岡姓をもち、すでにこの頃はこの地域では抜群の地主的成長を見せていた（約三十町歩）。彼は利息分まで含めればおよそ半分にまけて貰うという、特別の間柄にあつた。

こうした比較的に大百姓と見られる者から、正月に米一俵を借る程度の者まで、上下の較差は大きい。

4半右衛門の場合の借米三俵二斗四升は実は小作「料米」不足分であつた。これを、通例は一俵当たりの利米は八升であるところを、彼は一俵六升の利米に軽減されているのであるが、ただし田地を引当に差し出さねばならなかつた。18勘次郎が借りた四両の金は「犬塚地面ニ而永代手形之代金」と付記されているから、おそらく伊万里下町犬塚伊左衛門へ差し、していた田畠を受戻すための金であつたと見られるのである。八谷搦という広大な新田を控えた川東あたりの地主小作関係が急速に進展しつつあつたことは疑いない。当大福帳のいわば百姓貸しの記載が天保十三寅年をもつて終つてゐる根本の理由は、ほかならぬこの年から佐賀藩において小作料・借金利息の十カ年停止令が布かれたことにあるのである。もつとも地主としての武富家はさほど大地主と言えるほどの集積は行つていない。

(二)の土地関連の「上納」については、丑(天保十二)年から午(弘化三)年までが記帳されている。上納の納付先は各村庄屋であるが、その村および上納高を略記すると、まず円蔵寺分(伊万里郷町裏村)は納米一斗六升二合、この代錢は一升の値が変わるから、年により一貫百文から一貫六百文まで巾がある。この分はしかし、巳(弘化二)年に米二斗二升五合へと六升余増えたあと、翌年分いごの記載はなくなる。

同郷新田村庄屋分は(丑)米七斗三升余、(寅)御上納米七斗六升余、(卯)米七斗四升余、(辰)米七斗六升八合余、(午)米七

斗六升余と推移、大きな変動はないが、巳(弘化二)年だけは上納米の記載がなく、代つて(巳十月)献^(夫)部十五人(代二貫七百文)、また五人分(金二朱)を納めている。これは「御舟^(船)屋用」と註されるから、この年は格別上納米に代えて、伊万里津に設置されている藩船繫留場の御船屋の労役割当がなされ、その二十人分を代錢納したものとも思われる。

日尾村(山代郷)分は、丑一米一斗八升余(代錢一貫百五十文)から午年の本物成二斗二升余・小物成三升余、合計二斗六升余(代二貫四文)まで微増してゆく。

以上が土地「上納」の主なるものであるが、ほかに僅かながら、(寅)川東山方上納五匁八分余、(卯)美濃屋金兵衛屋舗上納金二朱・五錢四百四十三文(別當孫三郎納)、(午)安五郎屋舗丑(巳)五カ年分上納不足三斗二升(三貫八文・公役六十四文)などもある。いわゆる上納田畠屋舗関係分は右の如くである。たかだか惣計三石程度の上納米にとどまる武富家を土地欲の強い商人であつたとはとても言えないであろう。

匁三分五厘を差し引いて正味銀九十一匁三分三厘となつたものを金

一両一歩三朱と正錢八十文に換えて納付する。畠落とは搦地に特有の「島畠」などと称する畠地の本帳上の地米高から何部落ちと減免するのである。「補」については未詳。寅年はたぶん記帳落ち。卯・辰・巳の各年は同じように推移した。もうひとつの搦庄屋納めは、たとえば丑十二月廿七月の正錢三貫四百五文が「入方分納」とあるよう、毎年正錢計算がなされるもので、卯一庄屋弥次右衛門、午一卯右衛門ら、知られる庄屋はいずれも伊万里の町人である(これは八谷搦が成立以来町人地主により所有されていたからであると思われる)。

伊万里町人への貸金

いま試みに、その年ごとの貸金件数をあげれば、

亥（天保十）六件 子（同十一）二〇件 丑（同十二）三八件

寅（同十三）二八件 卯（同十四）四二件 辰（弘化元）七三件

巳（同二）八〇件 午（同三）二三三件 未（同四）五件

で、合計六五〇件ほどに達している。ところがこれを人数であげると、亥五人・子一二人・丑一八人・寅二〇人・卯一九人・辰四〇人・巳四六人・午七〇人・未三人となるのであって、これはもちろん一ヵ年内に同一人が繰り返し何度も取替を受けることが多かつた結果である。いま巳（弘化二）年を例にとり、その詳細な状況を見る（表2参照）。関政（浦郷政右衛門）を先頭にして、じつに頻繁に貸借が行われていることが分かる。

そこですこし個別的に状況を観察してみる。

まず第一に驚くほど回数の多い、したがつて合計金額も多い関政（浦郷政右衛門）であるが、彼の名は前に文書・記録⁽²⁾のNo.153において既に見たが、「存」分の多いこと、後述する武富家の「借用」関係にも彼の名が頻出していることなどから考え合わせ、彼と武富家との間はやはり可成り特別であつたと見なければならない。

このことは程度の差こそあれ、文七・村富・天慶・天童・横尾金

兵衛・吉田兵助・佐吉らにも適合する。重要なことは彼らがいすれも伊万里町の陶器商人という事実である。ここからえられる結論は、数多い伊万里町の陶器商人らは比較的資力のある武富家などに頻りに融資を仰ぐことにより存続していたと思われることである。度数は少いが馬伝・十一屋平右衛門・関吉（関屋喜右衛門）・森永作右衛門らも同じであると言えよう。

この天保頃の伊万里の陶器商人の名は「伊万里歳時記」卷之二によつて町別に知ることができ（八十人）、また⁽³⁾犬塚伊佐衛門家の（天保十三年）江戸積荷根居帳によつてもかなりの数の伊万里陶器商人の名が分かる。いま参考として右の根居帳に現われる商人の名を掲げる（表3 拙著『伊万里焼流通史の研究』二八六～八九頁参照）。

これは歳時記の八十名の八割をこす人数であり、武富家大福帳の弘化二年に現われた顔ぶれの多くをここに見出すこともできる。ついでに言うと、たとえば本研究作業⁽⁴⁾のNo.54（慶應二年棚揚）の、旅商らのあとに続く、春吉から兵蔵あたりまでが同種の伊万里商人であると思われるのである。

さて、本旨に戻つて改めて当大福帳の弘化二年を見るとき、注目される人たちがいる。すなわち犬塚伊左衛門・田中屋忠兵衛・吉野屋儀兵衛であり、かつ丈右衛門らである。

伊万里町下町の犬塚伊左衛門は「陶器仕入所」を看板とした有力

表2 伊万里町人への貸金(弘化2年)

	人名	取替(両) ※印は同人「存」とある分	合計
1	一番ヶ瀬武右エ門	20, 1	21
2	文 七	10, 10, 10, 20, 10, 15, 8,*20, 10, 15,*20, 10, 20, 20, 10	185, 23*
3	関政(浦郷政右エ門)	8, 30, 10, 10, 20, 30,*20,*20, 10, 20, 20, 50,*15,*10, 10, 30, 30, 20,*20,*20, 30,*60, 40, 50, 15,*10,*20, 25, 8, 30,*10,*30, 20,*20, 20, 50,*30*	481, 380*
4	犬塚 伊左エ門	100, 100, 100, 100, 100	500
5	川原 貞太郎	20, 15, 15, 10, 15	75
6	村 富 弥 次郎	30, 15, 50, 30, 50, 20, 50, 50	290
7	重 吉	15, 5, 15, 10, 5, 5, 15	70
8	天ヶ瀬 慶 十	20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 30, 10, 30	250
9	天ヶ瀬 重 助	5, 20, 20, 10, 30, 30, 20, 10	145
10	馬場 伝 右エ門	50, 30,	80
11	平 吉	10	10
12	帰 助	2	2
13	十一屋 平右エ門	30	30
14	紅屋 直 太郎	30, 40, 30	100
15	広川 文 左エ門	60	60
16	横尾 金兵衛	10, 15, 20, 20, 25	90
17	丈 右エ門	5, 15, 20, 10, 10, 3, 12, 25, 15	115
18	関 吉	30	30
19	水町 佐 吉	30	30
20	伊 兵衛	1, 3, 1, 1	6
21	吉 太郎	1	1
22	小田 志 橋 口悟平	15	15
23	関 喜	20, 20	40
24	為 助	20, 5*	10, 5*
25	吉 田 兵 助	10, 10, 10, 20, 20	70
26	佐 吉	30, 25, 15, 25, 25, 20	140
27	田 中 屋 忠兵衛	60, 100	160
28	吉野屋 儀兵衛	100	100
29	佐 七	8, 8	16
30	伊 三 郎	10, 10, 10, 20	50
31	三 郎 八	5, 5	10
32	徳 三 郎	15, 10	25
33	勝 之 助	4, 4, 5	8.5
34	川 浪 兵 助	10, 10, 10	30
35	政 六	2	2
36	森 永 作 右エ門	15, 30	45
37	岡 田 新 十	11	11
38	岩 清	10	10
39	卯 之 助	10, 10	20
40	初 五 郎	6, 6	12
41	魚 棚 林 吉	6	6
42	若 松 屋	20	20
43	佐 兵衛	30	30
44	近 兵衛	50	50
45	忠 兵衛	20	20
			3879・5両

表3 犬塚家「江戸積荷根居帳」(天保13年)に現われた商人

浜町	嘉兵衛	上下町	常太郎	上土井町	十一卯(十一屋卯兵衛)
新田	梅五郎		丘	立町	立新(新十)
	丸屋与七		黒清(黒物屋清吉)		高柳
有田町	利左衛門(城嶋)		福 弥	下町	関忠(浦郷忠兵衛)
	卯左衛門		亀 善		犬塚茂次郎
	前儀	下町	鹿太郎		犬塚宗一
有田町	村富		はま庄(庄五郎)		
	七郎兵衛	有田町	松彦(松尾彦左衛門)		
	福寿(福地寿兵衛)	下町	岩佐(岩本佐兵衛)		
新田	馬伝(馬場伝右衛門)	上土井町	土井儀(儀右衛門)		
〃	堀七(堀端七太郎・武富)	立町	新十		
中下町	関喜(関屋喜右衛門)	有田町	藤長(藤野長右衛門)		
	大政	浜町	カ 勝次郎		
下町	龜屋(石丸源右衛門)	下町	太次右衛門		
	大き(大和屋佐吉)		平 喜		
袋町	袋吉(袋町吉次郎・江頭)	田端	太左衛門		
	土井幸(幸右衛門)		龜市(龜屋市左衛門)		
上土井町	土井長(長右衛門)	上土井町	本城(本岡城太郎)		
	市三郎	中下町	美濃金(美濃屋金兵衛・横尾)		
	紙源(紙屋源右衛門)	浜町	浜金(金次郎)		
立町	作右衛門(立作・森永)	立町	関政(関屋政右衛門・浦郷)		
	翁	上土井町	兵次(田中兵次)		
立町	立卯(立町卯右衛門)	上土井町	土井忠(忠次郎・西)		
下町	弥助	下町	九兵衛		
浜町	よし兵(吉田兵助)	下町	勘兵衛(川原)		
	立平		福嶋屋		
	大黒屋	下町	出雲屋(岩次郎)		
	地蔵屋	下町	大治(大和屋治三郎)		
下町	十一屋(平右衛門)		吉之助		
	市左衛門	下町	田米(米次郎・田丸)		
	角吉(吉兵衛)		備清(備前屋清右衛門)		

商人である（前掲拙著第五章4節一七五頁以下）。その資金を松尾

・牛嶋ら伊万里商人に仰ぐこともあつた。ここではこの年武富氏から五百両の融資を得てゐるのである。前年には百八十両、翌（午）年にも百九十両の借りがある。

このころ伊万里町有田町に店舗を構えた松尾彦兵衛も卯（天保十四）年に、合せて二百七十両からの取替を武富氏から受けている。

武富家の、上は百両を超す高額のものから、下は壱両に至るまでの取替（貸付）が行われるに当つては、期間の長短を問わず借用証文（預り、手形）を取ることが一応原則であつた。

森永作右衛門一（巳）九月廿二日金十五両、
「右ハ來十月限之預リニメ、利足六合引落ニテ買入置候、…」
徳三郎一八月九日金十五両、「右ハ犬塚伊左衛門預リ、当月限二
テ、二歩引落ニテ買入置候」

徳三郎一九月廿七日金十両、「右ハ田中屋忠兵衛預リ一紙、十月
廿日限ニメ、四歩引落二日限也、…」

みのや一（辰）七月十三日金六両、「右ハ土佐彦平殿預リ、三月
二歩引落ニテ買取置候」

よしのや儀兵衛一（巳）九月廿九日金百両、一ヶ月分利一両五合、
メ百〇一両五合、八月廿五日内金百両龜源ヲ受取、手形龜源

江相渡ス、：

前川善左衛門一（午）四月廿七日金十六両、「右ハ六月限り一紙
買入候、但シ利足四ヶ月分一両一歩受取：」

森永作右衛門の場合は通例の「預り」であろう。徳三郎の「犬塚伊左衛門預り」は前記「陶器仕入所」犬塚伊左衛門が彼へ差し入れた証書を武富氏が「買入」されたのであり、また、「田中屋忠兵衛預り一紙」は筑前芦屋の商人田中屋忠兵衛が差し入れておいた預り（焼物代）をさらに武富氏が預つたのである。

つぎには、頭初から引落して利足分の確保を図つてゐる点が注目される。しかしこれがすべてに亘つてゐるわけでもないので、その区別は何によつたものであるか分からぬ。なおまた「預り…買入」という表現も面白いと思う。

貸付金の抵当物件、いわゆる引当（物）には色々あつた。

1利左衛門一辰（正月）金十七両三歩、「右ハ引当くり綿七本預召

置候」

2横尾金兵衛一寅八月かし金三十両、「但し引当家居屋舗」

3弥平次一寅十一月金百両、「請人治三郎、三下印荷物千俵預り置

4大吉一辰三月十七日金五十両、「引当ニテ藍五十本預り：」

5（外尾）定右衛門一辰三月十日金十両、「納方引当取替、一月分

利一合五勺、メ十両一合五勺、右ハ嘉平次納方ニ四月五日引合」

6 (外尾) 勝十一辰四月金六十両、「但し絵薬二十斤入拾箱引当、

：外ニ金四両遣し、メ六十四両ニテ、右ハ絵薬十箱買取申候」

7 善兵衛—(辰六月) 絵薬十一斤、代金三両二歩二朱、「六月廿日内絵薬二斤渡し、金三歩受取、：」

8 房吉—辰七月七日、「絵薬一箱預り、金十両取替置候、同九両遣候、メ十九両ニテ買取申候」

9 勝之助—巳八月十日金四両、「蠟燭二俵預り、伊兵衛存人、：八月廿日内二両入、一俵相渡し：」

1のようなくり綿、繰綿、木綿の実を綿繰車にかけて核を去つたままの未精製の綿)の事例はかなりに及ぶ。新町久米右衛門は外十二月に綿十五本を引當に金三十七両二歩を借りたが、巳三月の「皆済」に至るまで七度かけて返金、その度毎に引当の綿を徐々に取戻していった。

4 大吉は阿波の藍商人である(後出)。

家居屋舗とも引當にして金三十両を借りている2横尾金兵衛(美濃金・美濃屋金兵衛、中下町)は、期日に三十両を返すことができず、五ヶ月分の利金二両一步のみを払う。同年にもう一度、十一月に金三両を借り、その四ヶ月分の利息一合一勺六札と、手形を改め

たさきの借金三十両の元利三十両九合と合せて、卯二月廿七日によく返済をおえることができた。ところがじつは、後に記されているところによれば、この卯二月廿日に件の「家居屋舗、土蔵迄、代金六十両ニメ」武富氏が「永代買取」っているのである(前の土地屋敷関係上納の部に「美濃屋金兵衛屋舗上納金二朱などがあつた)もつともそのご「同人江五ヶ年之内借家ニ差出し置申候、請人浦郷喜右衛門・前田治三郎」と(浦郷喜右衛門は関喜のこと)。ちなみに、その家賃は年二度払い、すなわち七月に五両、十一月に四両二歩と決めている。金兵衛が一~二カ月遅れながらも何とかその家賃を払つたのは卯・辰・巳と午七月の五両までであつた。「午ノ年七月五両、此廉分散之節弥次郎講金ニ而引合ニ入」と、分散の語が記される。もつとも金兵衛は借家人となつたのちもなお商売は続けたらしく、当帳においてもその名を追うことができる。すなわち、卯十二月廿五日金十両(七歩、十一件)、(午)三月廿日金十五両、同四月五日金二十両、同五月二日改金十五両、と。

後の三件の記載状態は次のとおり。

みのや金兵衛—(午)三月廿一日金十五両、「右ハ四月限ニ預り、

利足:引落ニメ買入置、五月二日テスミ」

美濃屋金兵衛—四月五日改金二十両(巳十二月廿五日の金二十五両のうち——引用者註)「永代帳ニ出ス」

みのや金兵衛一五月二日改、

金十五両、「右ハ預リ

手形ニメ、五月限利足

一ヶ月分ニ合受取置候、

又申延ニ相成ニ付利金

一步受取申候、閏五月

十九日受取相スミ」



永代帳（伊万里町前川家）

口貫治殿分

天保九年戊十月
一家居屋舗一ヶ所

右ハ副嶋文右衛門殿本宅向、卯年迄五年之間、金六両一步

ニメ支配致吳候様相談被相成、則差出し置候故、家賃之儀

ハ一ヶ年ニ付ニ付二両一步受納可致事、メ六ヶ年分相済

ハ弥平次殿分

天保十年亥十二月
一家居屋舗一ヶ所、外ニ土蔵一軒

右借家ニ差出し置申候、家賃一ヶ年ニ金二両三歩宛、毎年

前受納之事、子年分・丑年分・寅年分スミ、卯年二月十九

日金二歩

二益太郎殿分

天保十一年子五月改
一家居屋舗一ヶ所

丑年分巳年迄五ヶ年之限ニメ、右借家ニ差出し置申候、尤

ついでながらここで武富家の「貸家」関係について触れよう。

当帳の記すところでは、この頃同家には伊万里町に三軒の貸家が

あつた。すなわち、

イ元海小路益太郎殿分

天保七年甲十月
一家居屋舗壱ヶ所

右ハ酉ノ年分寅年迄六ヶ年借家ニ差出し置候、尤家賃一ヶ

イとニとは同一件であると思われる。なぜなら、はじめ酉年より
寅年まで六ヵ年間、一ヵ年壹両三歩の家賃で貸し、四ヵ年すなわち
子年分家賃まで済んだが、これを同年五月に改定、年二両に値上げ
し、かつ三月・七月に分納させることとして、翌丑年から巳年まで

の五カ年間貸すこととしたのであつた。

したがつて実質の貸家は三軒ということになるのであるが、益太郎・貫治・弥平次はもとの持主たちであつて、何らかの必要から家居屋舗などを引当にして武富氏から金を借り、借家人となつていた者たちであろう。ハの弥平次分には年数を記さないが、おおむね五年あるいは六年（もつとも益太郎の場合は、前述のわけで合せて九カ年）武富家の「支配」するところであつたのであり、完全な武富家の持ち家であったものではない。このことを示唆しているのが口の貫治分であつて、武富家からの借金のかたに家屋敷を五カ年間差し出したのであり、六両一步は少ない感じだが、却つてそれが本来一時的な関係であったことを教えているであろう。家賃は当該家屋敷の広さなどは勿論のこと、さらには貸主と借主との関係如何により決まるものと考えられるが、前述のように相当多額の代金六十両で永代に売却、借家人となつた元家主の美濃金は年九両二歩の家賃を支払つた。単純な比較は許されないが、年二両前後の家賃といい、借金額の比較的に少ない点といい、要するに右の三軒の「貸家」が本格的なものではなかつたことを指示しているのではあるまいか。

以上、武富家の大福帳に材をとり、同家とさまざまな貸借関係を結んだ町（商）人の存在の有り様を描いてきたが、なお追加的に記録にとどめておきたい事例も残つている。

そのひとりは、

からみ武助一丑九月三日金二十両、「灰買入ニ遣置候、：メ四十
五両、内二十両分灰百俵、：」

この灰は柞灰である。こうして入手した灰が皿山の釜焼へ供与されたのであつた（外尾定右衛門の例は本研究〔〕のNo.127の解説にある）ひとりは、

円蔵寺源太夫一年間五月六日金三両二歩、：メ三両八合四勺五札、
七月十三日内金一両受取、差引二両八合四勺五札、右利足荷、
下シ帳、ニ両引合改

おそらくこの（町裏村）円蔵寺（現伊万里市立花町）源太夫は有田皿山などから焼物「荷を伊万里へ下す」ことを業とした者のひとりであつたと考えられる。

諸国旅商・皿山釜焼らへつ資金

さて、筑前芦屋の田中忠兵衛と武富家に関しては本研究〔〕のNo.25・No.28、同〔〕のNo.94において（拙著「四一頁以下にも」知られるところであるが、この年（弘化二）彼は計百六十両の融資を受けたのであつた。前年には見られないから、この年は資金に苦しんだのであろう（翌午年にも計百四十両の取替を受けている）。なお彼の場合、元金の返送はつねに大町飛脚屋山下辰十の手を経て行われた。

利息は彼自身の伊万里下向のさいに支払った。

筑前山鹿の吉野屋儀兵衛の武富家との関係を教えるものは本研究(二)のNo.76に既に紹介しておいた。当年の彼の百両金はわずか一ヵ月半で返済されている。翌午年にも合せて百二十両を借りている。

表2の17丈右衛門は有田外尾山の釜焼である。その書状を掲げて武富氏との関係については既に詳しく見たところがあるので繰り返さない。この巳一年で前後百十五両にのぼる資金を供与しているのである。

なお、一件だけであるが小田志の樋口信平の名が見出されるのも面白い（拙著六一〇頁参照）。彼は金十五両を五月に、霜月迄の利足一両一歩付きで借りた。事実、十一月廿七日に「釜ニ而受取」と記されている。また翌午年にも十両だけ借りている。

この大福帳には皿山釜焼の名が、さきの丈（定）右衛門のほかにひとりだけ記されている。すなわち皿山助五郎は亥年十二月廿二日に金二両二歩の取替を受けたが、そのさい錦手奈良茶六十二箇などを引当に預けた。そして翌年正月廿八日に返済すると同時に預けた焼物は喜嘉藏なる者を経て取り戻している。同助五郎は子年二月にも金二歩を借りたが、この時には柳壱枚を引当に差し出し、間もなく返済している。

皿山の商人久太（久富太兵衛）については武富家との取引を示唆

する史料をさきの本研究(二)のNo.109に掲げた。当帳においても見られる。すなわち、午七月十二日、金十両を借用したが、これについて

は「右者預り当月廿五日限ニメ、利足一步引落ニメ取買」とある。

「引落」とは元金から差し引いて貸すこと、「預り…買取」とは平たくいえば借用証を差し入れさせたことであり、この表現が当帳には頻りに用いられている点は前にも触れた。注目されるのはこの久太店の借金の返済が皿山の釜（焼物）によって行われているらしい点で、「右ハ皿山上幸平善三郎殿（へ）振付、相スミ」と記されている。同年八月十三日に五両の金を借りたが、やはり同様に「当月限ニメ預り買入置申候、利足二朱引落ニメ」、そして八月廿九日

「安吉方江振付ニメスミ」と。さらに同年十月廿日の金二十五両の借用についても「霜月廿日限ニメ買入置候預り、尤利足一両引落候、

十二月相スミ」、同日五両の場合にも「利二朱引落ニメ」、そして「右ハ栄藏江振向、相スミ」と。もはや、久富太兵衛と釜焼と見られる善三郎・安吉・栄藏との関係はほぼ明らかであろう。

いわゆる諸国旅商の名も、さきの巳・午の吉野屋儀兵衛・田中屋忠兵衛以外に、僅かではあるが見出される。すなわち、

1 筑前久家平右衛門一子十二月金二十両、「：綿十本引当ニシテ預
り置候」

2 江州松山屋六平、代仙太郎一丑六月廿五日金三十両、「右ハ真綿

注文仕度、代銀ニメ相渡候、正銭六百六十文運賃取替、金二十五両、右ハ筑前田中屋甚兵衛殿便ニ而差送置候」寅(六月引合、相スミ

3 下関櫛屋茂七—寅五月十五日金二十両取替…

4 鍋屋長之助—巳十二月廿九日金百両、…

5 伊予三輪屋徳左衛門—午正月金五両、…

6 かけ屋源兵衛—午二月三日壱貫二百五十匁、「深手八寸丂五ツ入

壱箱：右ハ掛屋外左衛門殿便ニ而跡便ヲ送ル」

7 伊予山本屋覚藏—午二月十三日金十一両、

利徳丸ヲ受取、…

8 越後鍋屋長兵衛—午五月三日金二十五両取替…

9 庄三郎—午五月六日金百両、利金十両二歩、元利百十両二歩、「内、

七月廿四日受取金三十五両才次郎郎殿便ニ而、戻り一両五合

七勺五、^(マズ)八月廿六日金五十四両二歩、戻り三両二合七勺、

大町辰十殿ヲ入、十一月廿日金二十両亀屋ヲ受取、…」

1 は織綿を旅商が伊万里へもたらした事例（前出）。2の松山屋

六平の名は既に本研究(一)の史料No.17に現われた近江日野町の商人である。ここでは多量の真綿の取引が見られる。

下関が伊万里焼の流通にとり重要な中継地としての位置を占めた

ことについては前掲拙著の各所において詳説した（例えば九一六）

二二二頁）ところで、原屋清右衛門・馬屋安右衛門らの商人の名も本研究(一)・(二)にこれまでしばしばあげられた。この櫛屋茂七の書状一通も同(一)のNo.15に既に紹介している。

ところで当帳の寅（天保十三）年の後半に集中して数件、「関為替」・「関為替取組」などと記されているものがある。たとえば、イ官藏・善助—六月九日金十二両：「右ハ下ノ関櫛屋届ケ之為替取組差出

半助—六月十二日金六両：「右ハ下ノ関櫛屋届ケ之為替取組差出

し置候」

口^(波瀬)はせ津惣兵衛—寅十一月六日金三両一步、「右ハ下関為替取組置候」

右のうち半助の記事が最もはつきりしている。つまり為替手形—

振出し人すなわち発行者（ここでは武富）が第三者すなわち支払人

（櫛屋）に宛てて一定の金額（半助が櫛屋へ届ける焼物代金）を受取人またはその指団人（半助）に支払うべきことを委託する形式の手形（『広辞苑』）であつたと思われる。こうした「為替」の発行により半助らの代金受取を確実にしてやり、そのことによつて自己の利（元利）も守ることになるのである。

4の長之助は越後新潟の商人であり鍋屋を名乗つたものである。7に鍋屋長兵衛、後出の弘化四末「大福帳」などにも鍋屋長蔵がい

る。

6のかけ屋源兵衛は、掛屋外左衛門とともに筑前芦屋の商人であ

る（拙著六三一頁）。

9の庄三郎は若松屋を称した筑前芦屋浦の商人である。偶然ながら、当帳に記すところと本研究（一）のNo.24（讃岐丸亀から三十五両の送金ならびに兵庫から飛脚便による送金予告）およびNo.26（兵庫堺屋孫右衛門の副状）・No.35（大町飛脚屋山下辰十の送状）とは対応しているのである。

いうところの諸国商人はもちろん焼物商人であるが、伊万里を含む西海地方への彼らの下り物（荷物）はさまざまであった。

阿州藍屋大吉の場合はどうか。

寅五月朔日初出いご、じつに頻頻と武富氏との貸し借りのある状況から察するに、彼は短い期間ながらこの地方をもっぱら繩張りにもつた藍商人であつた。その状況を見ると、

寅五・一・七・一八	百七十両
タ一・一四・一・二〇	百五十両
タ一〇・二九	四十五両
辰三・一七	百両
巳二・九・五・一七	五十両
タ一〇・二七・一二・二六	五十八両二歩
百八十両	

毎年、およそ二期に分けて上り下りを重ねたと思われ、辰三月の

場合に「引当ニテ藍五十本預り」などとあるからやはり主商品は藍であつた。がしかし彼が上り（帰り）に焼物を扱つたか否か今は判断できないのである。

武富家の「借用」

武富家の当大福帳には、貸金に対するいっぽうでは借入金がある。天保十一年から弘化四年までのあいだに総計一千五百五十七両二歩である。内には例外的に少額のものも含まれる（預り金などと記される）が、それらを除けば、上は二百五十両から下は十両まで及び、一件平均は五十二両である。

いま試みにここに登場する人たちと金額を摘記すると次の如くである。

花嶋松三郎	合計三七〇両（十回）
鶴丸清右衛門	一〇〇両（一回）
（深川栄左衛門）	二五〇両（一回）
深川栄左衛門	合計三〇〇両（三回）
松尾彦兵衛	三十両（一回）
石丸源左衛門	合計一〇五両（三回）
田中屋忠兵衛	八〇両（一回）

伊野屋円蔵 一〇〇両（一回）

松尾熊助 合計五九〇両（九回）

立石磯吉 合計一一〇両（三回）

京屋治右衛門 合計一七〇両（二回）

浦郷政右衛門 合計三五五両（十二回）

花嶋松三郎の場合は二十両から五十両までの間（平均三十七両）、

浦郷政右衛門は十両から多くても五十両の間（平均三十両）である。

花嶋松三郎について知るところは少いが、明治初年の記録（伊万里

歳時記卷之三）に、弘化二年に粧室壱軒・同振壳札壹枚の免許を有

しており、さらに明治四年上中町で唐物札一枚の鑑札を有している。

のち「伊万里歳時記」の卷之二および三を編纂した花島芳樹はこの

家の出であろう。なお武富家の明治二年の棚揚（No.56）にも金五百

両の武富家に対する貸しが見られる。浦郷政右衛門（関政）につい

ては既に触れたところで繰り返すまでもないが、さきの実に頻繁な借りといい、他方ここに見るような貸しといい、なにかよほど

武富家と深密な関係にあった者であろう。

松尾彦兵衛（松彦）はこの大福帳の卯（天保十四）年ころにしき

りに多額の金を武富家から借りている（計二百七十九両）が、武富家との金融上の関係はそれ以上深まることはなかつたようである。

中町京屋治右衛門も明治四年唐物札一枚を免許された商人で、中

町二十六軒の公役米七升七合余のうち壱升五合を負担するほどの存在であった。立石磯吉は今のところ町名は不詳だが、伊万里商人として佐賀藩国産方の統制する焼物灰を扱う「灰心遣」をつとめたことがある（前掲拙著七八四頁）。

さて、同じ伊万里町人の石丸源左衛門（下町）は屋号を亀屋・亀源と称し（前掲表2）、陶器商人としても重きをなしていた証拠に、諸国旅商らの送り届ける焼物代金を集中掌握・配分するいわばセンターの役割を果していた（前出吉野屋儀兵衛・若松屋庄三郎らの項参照）。明治初年の記録によれば当時下町に三十九軒があつたが、その納める公役米壱斗余のうち彼はひとりで二升を出しているのである。同町松尾熊助にいたつてはこの時二升五合を出している（貞吉面）。伊万里町では当時最多の酒造高三百石の株を有していた。当然大きな金融力を持つていたのである。

鶴丸清右衛門ならびに深川栄左衛門については再説の要はない（本研究（一）のNo.59・（二）のNo.117参照）。

同様に田中屋忠兵衛、おそらくは伊予桜井の商人のひとりと推測される伊野屋円蔵についても、これ以上何も付け加えることはない。要は、前述のように自身陶商として大規模な商売を営みつつ、他方広汎な資本貸付を展開した武富家の金融主的な性格、それは漸次強まりつつあつたのでないかと思われるが、そのような複雑な武富

家の経営を覗きみたのである。本研究(一)の六幕末期の武富家の経営について述べたこと、その史料とした棚揚の記録等、再度慎重な検討の要があるであろう。